

令和 7 年 市 議 会
議員提出議案第 3 号

別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 5 日 提出

提出者	別府市議会議員	谷 口 和 美
賛成者	別府市議会議員	重 松 康 宏
賛成者	別府市議会議員	日名子 敦 子
賛成者	別府市議会議員	三 重 忠 昭
賛成者	別府市議会議員	黒 木 愛一郎
賛成者	別府市議会議員	山 本 一 成

記

別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

別府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年別府市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「以下」を「第 2 0 条において」に改め、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「帳簿（以下）」を「帳簿（第 3 項において）」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章に

において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「議会が保有する」及び「又は当該提案」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものである。